

留萌ふるさと学生応援PCR検査等補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の流行により、学業のために留萌市を離れている学生が帰省する際、学生とその家族等の生活に不安が広がっていることから、帰省前に学生が受検したPCR検査又は抗原検査に要する費用の補助することにより、その家族等の安心、安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PCR又は抗原検査 新型コロナウイルスが体内に存在しているかを調べるために行う検査をいう。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第4号）第15条に基づいて行う行政検査を除く。
- (2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する中学校、中学教育学校、高等学校、大学、同法第62条に規定する大学院、同法第124条に規定する専修学校又は同法134条に規定する学校等に在学し、かつ現住所が市外の者をいう。
- (3) 保護者 学生の親権者若しくは後見人又は学生を現に監護し、若しくは扶養している者をいう。

(対象者)

第3条 対象者は次に掲げる要件をいずれかを満たす者とする。

- (1) 留萌市に住民登録をしており、法に定める市外学校等に在学している者、又は、留萌市に住民登録をしている保護者等（2親等以内の親族）がいる学生
- (2) その他、市長が必要と認める者

(補助金)

第4条 補助金の額は、検査に要した費用とし、1回のPCR又は抗原検査につき、2万円を上限とする。

- 2 補助対象となるPCR又は抗原検査の検査日については、帰省日（帰省を予定していた日）から起算して14日以内に行われたものを対象とする。
- 3 補助対象経費について、他の制度による支援・補助を受けることができる場合は、当該制度を優先させるものとする。

(申請方法)

第5条 補助金を受けようとする学生又は学生の保護者は、留萌ふるさと学生応援PCR検査等補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類

を添えて、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、帰省日の翌月末までに市長に申請しなければならない。

- (1) 検査を受けた者の氏名、金額等の事実が分かる領収書の原本
- (2) 学生証等在学が確認できるものの写し
- (3) 学生又は学生の保護者の通帳（口座番号とフリガナが書かれた部分）の写し、又はキャッシュカードの写し

2 当該申請書は令和4年2月28日受付分までを有効とする。

3 前各項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、当該申請書の提出期限を延長することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、交付の可否を決定する。

(交付決定等の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに留萌ふるさと学生応援PCR検査等補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という）に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき

2 市長は、交付決定者について前項各号の疑義がある場合は、当該交付決定者を調査し若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の取消しを行った場合において、既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の一部又は全部の返還を命ずる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。